

答申素案

河内長野市個人情報保護運営審議会

はじめに

河内長野市個人情報保護運営審議会は、個人情報保護制度の運営及び改善に関し、
諮問に応じて答申あるいは意見を述べるため河内長野市個人情報保護条例で設置
された附属機関です。

平成24年7月25日に河内長野市長から個人情報保護制度の運営及び改善に
関する諮問を受けましたので、答申を行うため答申素案を取りまとめました。

この答申素案に対する皆様の意見をお聴きし、より良い答申としたいと存じます
ので、よろしく願いいたします。

河内長野市個人情報保護運営審議会

[1] 諮問事項

1. 市民及び事業者の責務・行政指導関係について
2. 従事者の義務規定の見直しについて
3. 電子計算組織への記録禁止の緩和について
4. 統計法の改正による条例の適用除外について
5. 苦情処理の責務について
6. 罰則について
 - (1) 罰則の法との整合について
 - (2) 両罰規定の整備について
 - (3) 適用除外規定の削除について

[2] 答申素案

1 市民及び事業者の責務・行政指導関係について

市民及び事業者に対しては、個人情報の取扱いにあたっては個人の権利利益を侵害することのないよう責務を課すべきである。

また、事業者には、それに加え思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報（以下「センシティブ情報」という。）について、特に慎重に取り扱うよう責務を課すべきである。

さらに、市長には、個人情報の取扱いについて事業者に対する行政指導を行い、関係行政機関への是正措置の要請を行うことができるようにすべきである。

【趣旨】

現在の高度情報化社会においては、個人情報を取り扱う場合には常に個人の基本的人権やその他の権利利益を侵害するおそれがあるので、そのようなことがないように市民及び事業者には責務を課すこととするものである。

特に、事業者は、事業活動で個人情報を継続的、反復的に取り扱うものであるから、個人の基本的人権やその他の権利利益を侵害するおそれがより高い。

そこで、事業者に対しては、個人情報の中でも特に個人の基本的人権やその他の権利利益を侵害するおそれが高いセンシティブ情報について、市民より強い責務を課すこととするとともに、個人情報を不適正に取扱っている疑いがあるときには市長が必要な措置を講ずるよう行政指導を行うものとする。

行政指導は根拠規定がなくとも市の所管する事務である限り行えるが、明記することで、事業者に市から行政指導を受けることがあることが分かり、より適切に個人情報を取り扱おうとするとともに、不適切な取り扱いに対する抑止力も持つこととなる。

次に、市が行う行政指導には限界があるので、国、大阪府などの関係行政機関に是正措置の要請を行うこととすべきであると考ええる。

2 従事者の義務規定の見直しについて

実施機関に派遣されている労働者又は派遣されていた労働者についても、実施機関の職員又は職員であった者と同様に個人情報の保護に係る義務を課すべきである。

また、現行条例は、個人情報の漏えい行為だけを対象としているが、個人情報を不当な目的に利用されることから保護されるべきである。

【趣旨】

派遣労働者は、業務中の指揮命令は実施機関の職員と同じく実施機関から受け、実施機関の職員と同様に業務に携わっている。

このことから、派遣労働者は、実施機関が保有する個人情報について実施機関の職員と同様に接する可能性があるため、実施機関の職員と同様に義務を課す必要がある。

次に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてみると、

この法律では、個人情報を取り扱う行政機関の職員などの従事者について、「業務に関し知り得た個人情報の内容」を「みだりに他人に知らせること」又は「不当な目的に利用すること」を禁じている（第7条）。

ここでいう、「みだりに他人に知らせること」とは、自己の権限、事務に含まれない場合、または、含まれる場合であっても正当な理由なしに知らせることを意味する。また、「不当な目的に利用すること」とは、自己又は他人の利益を図るために利用する場合、または、公共の利益もしくは他人の正当な利益に反して利用する場合を意味するものとされている。

法の規定は、これらの行為を禁止することによって、これらの行為が行われた場合における、重大な権利侵害を防止することを趣旨としているものと考えられる。

一方、本市の現行条例においては、上記の行為規範のうち、「不当な目的に利用すること」については、禁止規定がない状態である。

しかし、法の規定の趣旨及び個人情報の保護という観点から、本市の現行条例においても「不当な目的に利用すること」を禁じる必要があると考える。

したがって、現行条例の見直しにおいても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定との整合を図り、「みだりに他人に知らせること」や、「不当な目的に利用すること」を禁止する規定を設けるのが相当である。

【参考】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（安全確保の措置）

第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人

情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 電子計算組織への記録禁止の緩和について

現行条例では、センシティブ情報は、一切、電子計算組織に記録することを禁止している。

しかし、これらの情報についても、①法令等に定めがあるとき、②事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、電子計算組織へ記録できるようにすべきである。

【趣旨】

現行の条例ではセンシティブ情報の電子計算組織への記録については絶対的に禁止されている。

この趣旨は、センシティブ情報を電子計算組織へ記録した場合、電子計算組織の操作の簡易性から操作ミスによる情報漏えいの可能性が高いこと及び情報漏えいの際の情報拡散の速さにおける権利侵害の重大性の2点を考慮し、これらを防

止するために規定されたものであると考えられる。

これは、電子計算組織への記録がセキュリティ上不安であるため、このような規定になっているものと思われるが、技術面での向上をはじめセキュリティ体制の成熟などの今日のICT技術の改善とともに、個人の利益を図るため事務処理上電子計算組織での処理は必要不可欠なものとなっている状況から、電子計算組織への記録について一定の場合に認める必要があると考える。

そこで、①法令等の定めがある場合、②事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合のみについて、電子計算組織への記録禁止の緩和を図っていくことが適当である。

4 統計法の改正による条例の適用除外について

統計法が改正され、同法に基づく統計調査に係る個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用が除外されている。その理由としては、統計法が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律よりも強い保護措置を採っているからである。

この統計法と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との関係と同様に、実施機関が保有する統計法に基づく統計調査に係る個人情報については、個人情報保護条例の適用を除外すべきである。

【趣旨】

統計法は、同法に基づく統計調査に係る個人情報について以下のとおり行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律よりも強い保護措置を採っている。

すなわち、同法第3条で「公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。」とし、第39条で行政機関や受託者に調査票情報等の適正な管理のために必要な措置を講じるよう求め、第40条で行政機関などに調査票情報等の目的外利用と外部提供を禁止し、第41条で行政機関の職員や受託者の事務従事者に守秘義務を課し、第42条で調査票情報等の提供を受けた者などに情報を適正に管理するために必要な措置を講じるよう求め、第43条で調査票情報等の提供を受けた者などに守秘義務を課し、第57条で守秘義務違反者に2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨の、また、第59条で行政機関の職員や受託者の事務従事者が自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨の、また、調査票情報等の提供を受けた者などがその取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも同様の刑罰に処するとしている。

このことから、統計法に基づく統計調査に係る個人情報については、個人情報保護条例の適用を除外すべきである。

【参考】

統計法
（定義）
第2条（略）

2～5 (略)

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

9～12 (略)

(協力の要請)

第29条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 (略)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第52条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号。次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。))第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。)、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 届出独立行政法人等であって、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報をいう。))については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

5 苦情処理の責務について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と同様の苦情処理の責務規定を設けるべきである。

【趣旨】

実施機関が個人情報の取扱いについての第一次的責任を負うこととされており、苦情については実施機関が迅速かつ適切に処理することが望ましいことから苦情処理の条文を加えることとするのが適当である。

これによって、実施機関の迅速かつ適切な苦情の処理が見込まれるようになるとともに、この条例の目的を達成するためのより一層の意識強化を図ることができると考えられる。

【参考】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(苦情処理)

第48条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

6 (1) 罰則の法との整合について

条例の罰則内容を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定されている罰則内容に整合させ強化すべきである。

【趣旨】

現行条例に規定する罰則は、個人情報を他に漏らした者に対してのみ課し、その罰金額も30,000円以下と低く規定されており、個人情報の保護という点で抑止力が低いことから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規

定されている罰則内容と整合させる必要がある。

また、個人情報の取扱いによって市民が受ける権利侵害の態様、程度等は、国によるものであろうと市によるものであろうと相違するものではないことから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合性を図り、同程度の罰則を整備することが適当である。

そこで、個人情報漏えいによる被害の重大性に合わせて量刑を設け、個人情報漏えいの抑止力を高めることとし、個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とした上で、個人の秘密に係る電算処理ファイルの不正提供の場合にさらなる量刑の加重を行うこととし、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとするのが適当である。

また、職権濫用による個人の秘密に関する情報の収集についても、新たに罰則を設けることによって、個人情報に関する人権侵害に対しての抑止力を高めることが適当である。

次に、「罰則の区域外の適用」については、条例という法規の効力が原則的に市の区域内のみでしか及ばないことに鑑み、今日におけるICT技術の進歩によって生じうる個人情報の不正目的での提供や盗用が市の区域外で職員等や受託業者等によって行われうることが想定されることから、これに対応すべきであると考え、本規定を設けるものである。

さらに、また、個人情報開示の虚偽請求について、一旦開示されると被害の回復が事実上困難であることから、虚偽請求を抑止するため罰則を設けることが適

当である。

【参考】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第53条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。

6（2） 両罰規定の整備について

6の（1）で罰則規定を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と整合させるべきとしたことから、両罰規定についても条文の整備が必要である。

【参考】

河内長野市個人情報保護条例（案）

(罰則)

第30条 職員等又は守秘義務受託者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した文書等をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6（3） 適用除外規定の削除について

罰則強化という改正の趣旨から、現行条例中の適用除外規定は削除すべきである。

【趣旨】

地方公務員法の守秘義務違反に対する罰則は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金と規定されており、6の（1）で罰則規定を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と整合させるべきとしたことから、条例改正をした場合に条例より地方公務員法による罰則の量刑が低くなる。

これでは、事務従事者のうち地方公務員法が適用される一般職の職員だけ低い量刑が適用され、地方公務員法が適用されない特別職の職員との均衡が取れないことや、本条例改正の趣旨である個人情報漏えいの抑止力を高めるという点にそぐわないため、適用除外規定は削除すべきである。

【参考】

地方公務員法

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(罰則)

第60条 左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定に違反して差別をした者
- (2) 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者
- (3) 第50条第3項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者